

令和5年度

神奈川県食品衛生監視指導計画
(概要版)



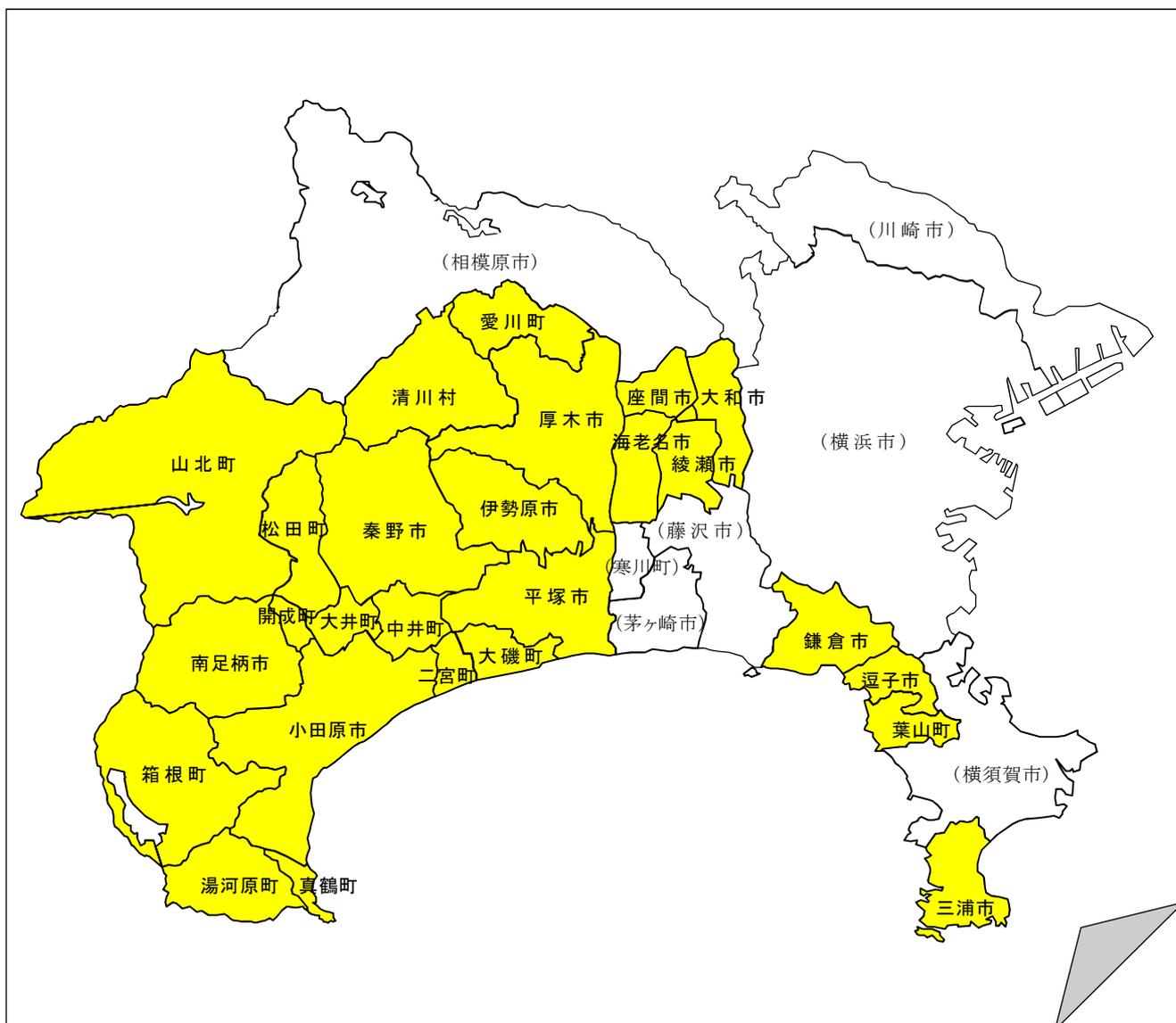
神奈川県健康医療局

令和5年3月

令和5年度神奈川県食品衛生監視指導計画

神奈川県食品衛生監視指導計画（以下「計画」といいます。）は、食の安全・安心の確保を図るため、食品衛生に関する監視指導を重点的、効率的かつ効果的に実施することを目的に定めるものです。

本計画は、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市（寒川町を含む。）を除く県の区域を対象とします。



神奈川県食品衛生監視指導計画の概要

食品等事業者に対する監視指導

重点監視指導事業
監視指導・試験検査の実施体制
立入検査及び収去検査
と畜場の衛生対策及びBSE対策
違反食品等への対応
食中毒等健康危害発生時の対応

食品等事業者等による自主管理

食品等事業者等の自主管理の推進

食品衛生に係る情報提供

県民との意見交換及び情報提供

食品衛生に係る連携、人材の育成など

国、他の自治体等との連携体制
食品衛生に係る人材の育成
調査研究の推進

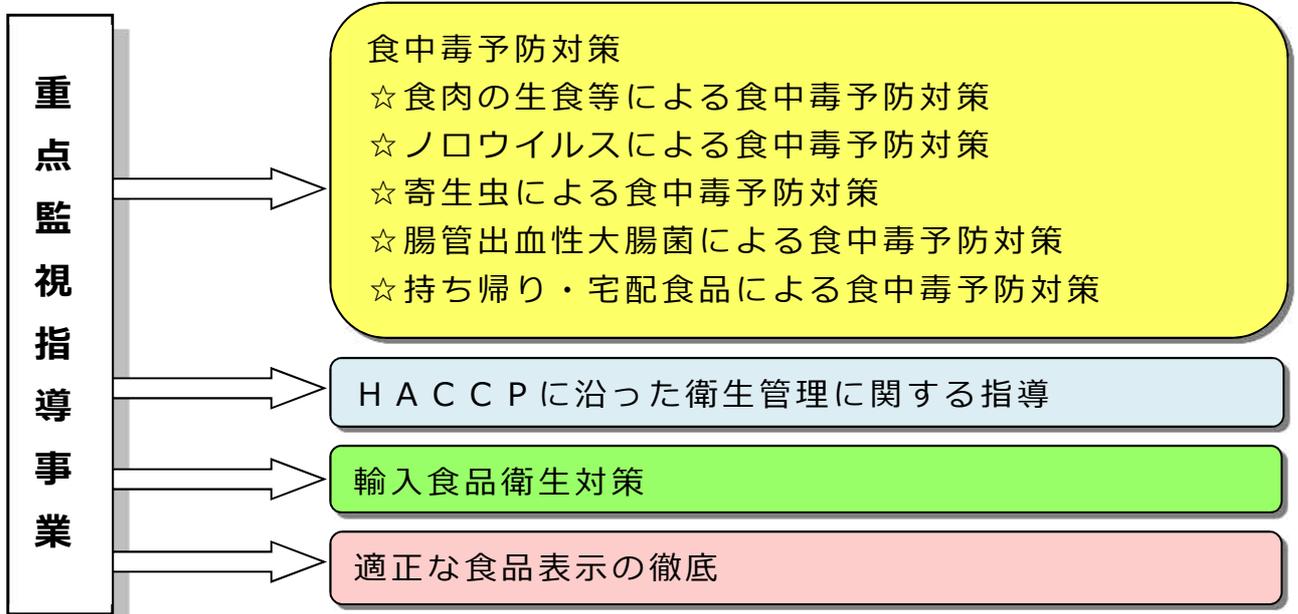
重点的、効率的かつ効果的な
監視指導の実施

食の安全・安心の確保

食品等事業者に対する監視指導

重点監視指導事業

4つの項目を重点事業に位置付け、監視指導を強化します。



監視指導・試験検査の実施体制

監視指導及び試験検査を「生活衛生課」、「保健福祉事務所（4センターを含む。）」、「食肉衛生検査所」及び「衛生研究所」で担当しています。

立入検査及び収去検査

立入検査

食品営業施設の業種等別、と畜場及び食鳥処理場並びに食品群別に項目を定めて効率的かつ効果的に監視指導を行います。

収去検査

県所管域内に流通する食品等 2,534 検体（県所管域内製造品等 1,239 検体、輸入食品等 619 検体、県所管域外製造品等 626 検体、流通食品の調査事業 50 検体）の抜き取り検査等を行います。

と畜場の衛生対策及びBSE対策

と畜場及び併設された食品営業施設等の監視指導を行うことにより、食肉の微生物汚染防止を図るとともに、安全で衛生的な食肉を供給させるた

め B S E 対策を実施します。

違反食品等への対応

違反が疑われる施設を発見した場合には、直ちに調査を行い、その結果、違反が確認された場合は再発防止等の指導を行い、必要な措置を講じるとともに、改善が図られたことの確認を行います。また、行政処分又は書面による行政指導を行った場合には、その内容を公表します。

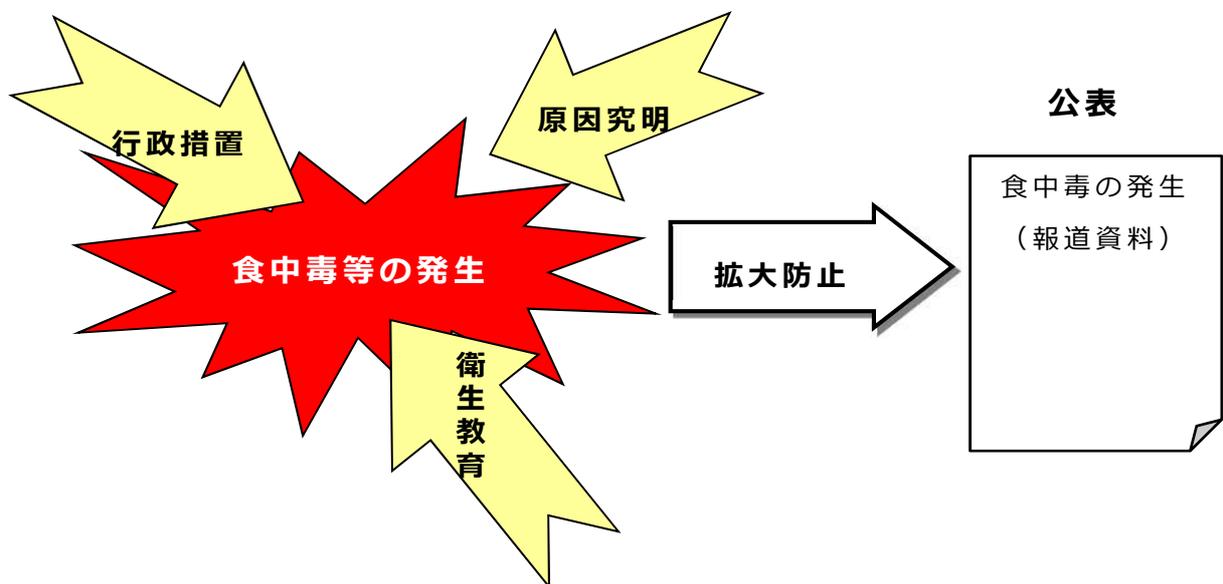
食中毒等健康危害発生時の対応

平常時の体制整備

食中毒等の発生に備えて平常時における体制を整備します。

発生時の対応

食中毒等が発生した場合には、「神奈川県食中毒処理要領」に基づき、関係部局と連携して迅速かつ的確に対応します。また、健康被害の拡大を防止するため、必要な情報を速やかに公表します。



食品等事業者等による自主管理

食品等事業者等の自主管理の推進

食品等事業者や食品関係団体が行う自主的な衛生管理を推進するため

の事業を支援します。また、営業者が自主的に行う回収等について、適切な対応及び報告がなされるよう、指導を行います。

食品衛生に係る情報提供

県民との意見交換及び情報提供

計画の策定及び実施結果については、ホームページ等で公表します。また、食品衛生に関する情報提供や、食中毒の注意喚起と予防に関する知識の普及啓発、県民との情報及び意見の交換を行います。



食品衛生に係る連携、人材の育成など

国、他の自治体等との連携体制

庁内関係部局、国、他の自治体と、情報交換や協議等を行い、連携を図ります。

食品衛生に係る人材の育成

食品衛生監視員、食品等事業者等の人材の育成を図ります。

調査研究の推進

食品衛生等の課題について研究結果の共有化を図るとともに、食品衛生法に規制のない物質等についての調査を実施します。

